

WTOドーハ・ラウンドにおける貿易と環境交渉の現状

平成22年4月22日
環境と関税政策に関する研究会
財務省関税局

WTOドーハ・ラウンドにおける 貿易と環境交渉の現状

平成22年4月22日
財務省関税局

1. ドーハ・ラウンドにおける「貿易と環境」の議論

- 2001年11月に立ち上げられたドーハ・ラウンドにおいては、環境に対する世界的な問題意識の高まりなどを背景に、従来の農産品、非農産品（鉱工業品、林・水産品）の関税削減等に関する交渉に加え、「貿易と環境」が新たに交渉分野の1つとなった。

【ドーハ・ラウンドにおける主要な交渉分野】

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉
NAMA (非農産品市場アクセス) Non-Agricultural Market Access	鉱工業品及び林・水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉
サービス	サービスの市場アクセス(外資規制等)、国内規制(免許制等)、サービス分野におけるルール(セーフガード等)に関する交渉
ルール	ダンピング防止及び補助金(漁業補助金を含む)についてのルールに関する交渉
貿易円滑化	貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進を目的とする交渉
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進
TRIPS (知的財産権) Trade-Related aspects of Intellectual Property rights	地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立等に関する交渉
環境	WTOのルールと多国間環境協定との関係、環境物品の関税撤廃・削減等に関する交渉

2. ドーハ・ラウンドにおける環境物品の議論

ドーハ・ラウンドにおける「貿易と環境」に関する交渉の対象(ドーハ閣僚宣言パラ31)

- ①既存のWTOルールと多国間環境協定(バーゼル条約等)における具体的な貿易上の義務との関係
- ②多国間環境協定事務局とWTOの委員会との間の情報交換手続 等
- ③環境物品の関税削減・撤廃 等

2001年以降、

- ①関税の削減・撤廃を実行するアプローチの明確化に関する議論と、
 - ②関税の削減・撤廃の対象となる環境物品の特定に関する議論
- が行われてきた。

環境物品の関税削減・撤廃による一般的効果

トリプル・
ウィン・
シナリオ

○貿易的側面: 環境物品の貿易が促進され、環境物品の製造者の競争力が高まる。また、消費者はより低コストで環境物品を入手することが可能になる。

○環境的側面: 環境物品の普及が促進され、環境保護及び持続可能な発展に資する。特に、省エネ物品、再生可能エネルギー関連物品等は、温室効果ガスの排出削減に資する。また、環境分野における技術革新が促進される。

○開発的側面: 開発途上国の環境分野における技術革新及び技術移転が促進される。

3. ドーハ・ラウンドにおける各国提案

- 日本は、2007年4月に、他の先進8か国・地域とともに、伝統的な公害対策物品とともに再生可能エネルギー関連物品を含む共同リストを提案(2009年10月に再提案)。また、2010年2月に、省エネ物品リストを提案。
- 先進国と途上国との間の対立等に加え、ドーハ・ラウンド全体の進捗の遅れもあり、交渉の先行きは不透明。

アプローチに関する提案

提案国・グループ	提案内容
環境物品フレンズ(注)	交渉のベースとなる環境物品リストを提案(リスト・アプローチ)
ブラジル	リクエスト・オファー方式による環境物品(バイオ燃料)の特定
アルゼンチン及びインド	環境対策活動(大気汚染管理、污水管理等)を行う主体が輸入する物品の関税の削減・撤廃(プロジェクト・アプローチ)
アルゼンチン	京都議定書の「クリーン開発メカニズム」に使用される物品の関税の削減・撤廃(プロジェクト・アプローチ)

(注) 日本、米国、EU、カナダ、NZ、スイス、ノルウェー、韓国及び台湾の先進9か国・地域。

環境物品リストに関する提案

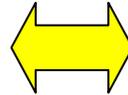
提案国・グループ	提案内容
日本	省エネ物品 53品目
環境物品フレンズ	再生可能エネルギー関連物品、公害対策物品等 153品目
フィリピン	再生可能エネルギー関連物品等 17品目
サウジアラビア	CO ₂ 回収・貯留技術関連物品、原油生産時に生じる天然ガス(焼却処理されるもの)の回収技術関連物品等 263品目
ペルー	環境負荷の少ない方法で生産された有機農産品

4. 環境物品の関税削減・撤廃を進めるアプローチ

1. 「リスト・アプローチ」: 環境物品とする個々の品目の共通リストに基づき関税削減・撤廃を行うアプローチ

<メリット>

- ・予め環境物品を指定することから、貿易関連業者において予見可能性が確保される
- ・輸入後に環境目的の使用の確認を行うことが想定されず、実施面においては、輸入通関の際の確認で足りる



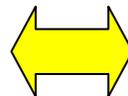
<課題>

- ・環境物品の範囲について国際的な合意が必要
- ・選定される物品によっては、環境目的以外の用途に使用されるおそれがある(複数用途: Dual-Useの問題)
- ・技術革新による新規商品の登場等による関税分類、税関における識別可能性

2. 「プロジェクト・アプローチ」: 環境関連プロジェクトで使用される物品の関税削減・撤廃を行うアプローチ

<メリット>

- ・何を環境物品とすべきかの議論が不要
- ・用途に鑑み関税の減免を実施するため、制度上はDual-Useの問題を生じない



<課題>

- ・予め環境物品を指定しないことから、貿易関連業者において予見可能性が確保されない
- ・輸入国政府による恣意的な運用のおそれがある(環境関連プロジェクトの認定、実施主体の選定等)
- ・輸入通関時のみならず、輸入後においても環境目的の使用を確認する必要があるため、実施面において煩雑

5. 環境物品フレンズによる提案

- 環境物品フレンズ(日本、米国、EU、カナダ、NZ、スイス、ノルウェー、韓国及び台湾の9ヶ国・地域)は、共同で作成した「フレンズリスト」を2007年4月に提案。
- 交渉会合議長より、環境物品の全体像について議論するベースとして、各国の関心品目を提案するよう要請があり、環境物品フレンズは、フレンズリストを2009年10月に再提案。
- フレンズリストは、12分類・153品目から成り、うち我が国の関心品目は91品目。

【フレンズリストの概要】

1. 大気汚染管理

(清浄機付き発生炉ガス発生機等)

2. 廃棄物処理・再利用

(焼却炉等)

3. 汚染土壌・污水管理

(電気式土壌加熱器等)

4. 再生可能エネルギープラント

(太陽光湯沸機等)

5. 熱・エネルギー管理

(熱交換装置等)

6. 下水・上水管理

(不織布等)

7. 環境適合型物品

(紡織用のジュート等)

8. 資源利用効率の高い物品

(燃料電池等)

9. 自然環境危機管理

(写真測量用機器等)

10. 天然資源の保全

(カメよけ装置付き漁網等)

11. 騒音・振動軽減

(シート状凝縮コルク等)

12. 環境モニタリング

(流量計等)